



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会社名 北越メタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 住田 規
(コード番号 5446 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 成田 智志
(TEL. 0258-24-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 99 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第26条(取締役の責任免除)および第34条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。
なお、定款第26条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役にふさわしい人材の確保のため、補欠監査役の選任の効力を4年とする旨の規定を新設(変更案第29条)し、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第25条 (条文省略)	第1条～第25条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第27条～第28条 (条文省略)	第27条～第28条 (現行どおり)
(新 設)	(補欠監査役の予選の効力) 第29条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>第29条～第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日 (予定)

以 上